

健康保険・厚生年金保険 資格等取得（喪失）連絡票

☒下記の者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を☐取得(☒喪失)したことを連絡します。
☒下記の者は、健康保険の被扶養者として☐認定(☒認定を抹消)されたことを連絡します。
(該当欄にレを記入して下さい。)

令和 6 年 1 2 月 2 日

所在地 岐阜県羽島市竹鼻町 57 番地
事業所 名称 羽島市株式会社
代表者 羽島 一郎
058 - 392 - 1111(担当者 羽島)

被保険者	氏名	羽島 太郎		生年月日	昭・平・令 30 年 1 月 1 日		
	住所	羽島市竹鼻町 5 5 番地				性別	男・女
	資格取得(喪失)年月日 (退職年月日)	取得 平成 30 年 1 月 1 日		喪失 令和 3 年 7 月 1 日 (退職 令和 3 年 6 月 30 日)			
	健康保険の被保険者等記号・番号	00000000					
	年金手帳の基礎年金番号	0000-000000					
被扶養者	氏 名	生 年 月 日		続柄	被扶養者の認定(認定抹消)年月日		被保険者退職以外のときの抹消理由
	羽島 花子	昭・平 令	31 年 1 月 1 日	配偶者	認定 令和 抹消 3 年 7 月 1 日		
		昭・平 令	年 月 日		認定 令和 抹消 年 月 日		
		昭・平 令	年 月 日		認定 令和 抹消 年 月 日		
		昭・平 令	年 月 日		認定 令和 抹消 年 月 日		
		昭・平 令	年 月 日		認定 令和 抹消 年 月 日		

- 【記入上の注意】
- 被保険者の欄の「資格の喪失年月日」は「退職年月日」の翌日を記入してください。
 - 被扶養者がある場合は被扶養者の欄も記入してください。
 - 被扶養者のみの認定(認定抹消)があったときは、被保険者の欄も記入してください。なお、被扶養者欄の「被扶養者の認定(認定抹消)年月日」は、社会保険事務所から送付される「健康保険被扶養者(異動)確認通知書」に基づき、記入してください。
 - 被扶養者欄の「被保険者退職以外のときの抹消理由」は、退職以外に理由がある場合に記入してください。(例：被扶養者認定基準を上回る収入、被扶養者の就職 等)

国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出

	こんなとき	国民健康保険	国民年金（20歳以上60歳未満）
従業員	就職したとき	資格喪失 （社会保険加入） ＜健康保険の被保険者になったとき＞	種別変更 （喪失）（1号、3号→2号） ＜厚生年金保険の被保険者になったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証または資格等取得（喪失）連絡票	・届出の必要はありません。
	退職したとき	資格取得 （社会保険離脱） ＜健康保険の被保険者でなくなったとき＞	種別変更 （取得）（2号→1号、3号） ＜厚生年金保険の被保険者でなくなったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・資格等取得（喪失）連絡票（被扶養者のいる方は、その被扶養者の資格喪失日の記載があるものが必要です。）	【持っていくもの】 ＜1号被保険者になるとき＞ ・年金手帳 ・資格等取得（喪失）連絡票 ＜3号被保険者になるとき＞ ・配偶者の勤務する事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は必要ありません。
従業員の家族	従業員の 被扶養者（年金は被扶養配偶者） になったとき	資格喪失 （社会保険加入） ＜健康保険の被保険者の被扶養者になったとき＞	種別変更 （喪失）（1号、2号→3号） ＜厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者になったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証または資格等取得（喪失）連絡票	・事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は必要ありません。
	従業員の 被扶養者（年金は被扶養配偶者） でなくなったとき	資格取得 （社会保険離脱） ＜健康保険の被保険者の被扶養者でなくなったとき＞	種別変更 （取得）（3号→1号、2号） ＜厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき＞
		【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・資格等取得（喪失）連絡票	【持っていくもの】 ＜1号被保険者になるとき＞ ・年金手帳〔従業員の家族分〕 ・資格等取得（喪失）連絡票 ＜2号被保険者になるとき＞ ・届出の必要はありません。

〔注1〕国民健康保険の資格取得喪失届出

- ① 退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限満了時）・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14日以内に市役所への届出が必要です。
- ② 国民健康保険被保険者で老齢（退職）年金の受給権を取得した方及びその被扶養者の属する世帯主は、「年金証書」を添えて14日以内に市役所への届出が必要です。
- ③ 国民健康保険組合加入者については、その組合への届出が必要です。
- ④ 資格取得・喪失の届出が遅れると、国民健康保険税は資格を取得・喪失した時点まで遡って計算されます。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

〔注2〕国民年金の種別変更届出

- ① 国民年金の被保険者の種別
・第1号被保険者（1号）・・・農業、自営業者など2号、3号でない者
・第2号被保険者（2号）・・・厚生年金、共済組合加入者
・第3号被保険者（3号）・・・厚生年金、共済組合加入者の被扶養配偶者
- ② 退職（健康保険任意継続被保険者になられた方を含む）等により種別が第1号被保険者に変更することになる方は、14日以内に市役所への届出が必要です。
- ③ 第2号被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）への変更は、「被扶養者（異動）届」との複写様式により、事業主を経由して年金事務所への届出が必要です。
- ④ 資格の変更の届出が遅れると、老齢年金の受給資格を満たすことができない場合があります。